

松江家庭裁判所委員会（第20回）議事概要

1 日時

平成23年6月22日（水）午後1時30分～午後4時00分

2 場所

松江家庭裁判所大会議室

3 出席者

（委員長）古田 浩

（委員） 岡田 常，加茂尚美，河村 浩，小西直之，上代裕一，田村時男，
榎野俊徳，光谷香朱子，（五十音順敬称略）

（説明者）岩武首席家裁調査官

（事務担当者）三津川事務局長，大内首席書記官

（庶務） 田部総務課長，伊藤総務課課長補佐

4 議事

(1) テーマ「地域の資源を活用した教育的措置（保護的措置）について」

ア ビデオ上映「少年審判～少年の健全な育成のために～」

イ 裁判所側説明者による説明

「家庭裁判所における教育的措置について」岩武首席家裁調査官

ウ 質疑応答，意見交換

（委員A）

親子合宿等の参加率を教えてください。また，参加できない親に対して，どのような働きかけを行っているのか教えてください。

（説明者）

親子合宿については，少年の犯した非行が比較的大きい上に保護者も取り組まなければならないと考えるものを対象としています。

保護的措置は，保護観察や試験観察はそれほど見込まれない少年が対象であり，それらの少年等のうち，家庭裁判所調査官の調査の中で種々の助

言や指導を行い、親子で参加することについて理解していただいた方々を対象としています。

(委員長)

交通講習等の講習も少年だけでなく保護者にも来ていただくのが原則ですね。

(説明者)

はい。原則同伴となっています。

少年事件の特色は、少年の自己責任以外に、環境にも要因があることから、保護者として努力すべき点も考えていただくという意味で、一緒に来ていただいております。

出席率については、統計を取っていませんので、具体的な数字までは分かりません。

(B委員)

自分の教育方針は間違っていないと頑なに思いこんでいる親が多いと思いますが、そのような親に対し、気づきを促す具体的な技術とか提案などの方法についてお聞かせいただきたい。

(説明者)

保護者に対する指導がなければ、少年の更生が果たせない場合も相当あり、これまでも保護者に対する働き掛けを行ってきたのですが、裁判所等の指導に反発される保護者もおられたことなどから、「保護者に対する措置」も法文上明示されました。ただ、どうしても理解していただけない場合には、学校や児童相談所などと協力して、少年が今以上に崩れてしまわないように、関係機関やいろいろな資源を活用して支えていく体制を作っていくことが基本となっています。

(委員長)

非行の背景にある原因をプロの目で調査して、問題点を少年だけではな

く、家族にも分かってもらうことが調査の出発点になってくると思います。

(C委員)

教育的措置の現状において、地域の協力団体という説明がありましたが、そこで説明のあった、清掃の会及び島根少年友の会というのは、県内のどのような方々で構成され、何人ぐらいいるのかお伺いしたい。また、少年非行の教育的措置に関わる団体として、NPO法人は県内に存在するのでしょうか。

(説明者)

島根少年友の会については、ほぼ100パーセント家庭裁判所の調停委員で構成されています。先ほどの親子合宿や保護者の会、NPO団体等で清掃活動を行う際に付き添っていただいたりしております。

次にNPO団体についてですが、島根においては、資源が開拓されていないのが現状です。したがって、現在は清掃活動を行う際の1団体だけとなっています。本日出席の委員の方にも団体等を御紹介いただければ、裁判所の方で説明に赴き、ご協力が得られれば、施設や協力団体を増やしていきたいと考えております。

(C委員)

そのような団体を増やすためには、どのような啓発をされているのでしょうか。

(説明者)

紹介していただければその施設に伺い、少年法のシステム、家庭裁判所がどういう目的で少年事件を扱っているのか、施設の活用の仕方を説明し、受け入れ態勢及び協力いただける内容等について打合せを行い、その結果を担当の裁判官等に報告して、裁判所として活用できるかどうかを判断することになります。その後、協力施設としてボランティア活動、短期の補導委託先といった形で活用していくことになります。

(D 委員)

J Aグループでは、農作業を通じて体験学習を行っており、私どもの分野でも協力できることがあるかと思っていますので、ご相談いただければと思います。

また、松江地区は少年事件が少ないことを聞き安心しました。田舎の方では子育てを含め、周囲の意識が高いことから、事件が少ないのかと思いました。

(委員長)

都会と違い、周囲の手が差し伸べられる環境にあると思いますし、人の絆が多ければ多いほど非行は少ないと言われています。そういった意味では絆が多い地域かと思います。

(B 委員)

島根県内ではありませんが、一部の学校の経営上の問題として、非行を犯したら訴える等の厳しい方法で、いじめ防止、非行防止に取り組んでいる学校があります。ある意味司法という家庭裁判所のシステムを抑止力として使っている学校があると読んだことがあります。私自身はPTA関係者ですから、もっと話をした方が良いのではないかと、みんなで話をする場を設けた方が良いのではないかとこの立場ではあります。確かに厳しい方法で臨むことにより、いじめが減った、非行が減ったという実績が上がっているのも事実です。それについて皆さんの意見をお伺いしたい。

(E 委員)

島根県内で、何か起こったら常に司法に訴えている学校があるかについては把握していません。ただ、法律等に反する行為をした場合は、絶対に許さない姿勢は譲らないという考え方は、見直されていると思います。例えば、警察に被害届を出して、警察から児童相談所に通告がなされ、裁判所に上がってきて措置がなされるケースもあることは確かです。そういう

中で、一線をきちっと教えるということも、子ども達への教育の中では大切なことであって、何でも話し合いでドローにすることがすべて良いことではないと思います。

(F 委員)

親と学校が不信感もあって対立的になっていると思いますが、本来ならそこに至るまでに学校と保護者の中で協力的な体制が執られればよいと思います。警察を呼ぶとか被害届を出すとかに至るまでの間に、保護者同士とか、学校と保護者が話し合う機会があれば、そこまでには至らなかったと思えるような事案も見ました。

厳罰化になると力で押さえられることになるので、一時的には押さえられたとしても、その反動に対し不安はあります。

(G 委員)

基本的にはルールを破った程度にもよりますが、きちんと通報することを言うておくことは、意味があるのではないかと思います。社会に出た後、当然ルールに従って生きていかなければならないのであって、そういうことを子どもの頃から言うておくのも意味があると思います。ただ、少年に対して厳しくするのであれば、例えば、教師の方が何かした場合にもきちんとしたルールに従って手続に乗せていくことを示さないと、少年はそういうところを敏感に見ているので、公平にやる必要があると思います。

(委員長)

事件化されたからといって、直ちに少年院等に送って、学校も平和になるというのではなく、やはり学校も協力していただかなければいけないこともあります。連携して少年の非行性を除去していく、あるいは教育現場を教育に専念できる場にしていかなければならない。そういった中では P T A の方々にも協力していただく必要があると思います。

(E 委員)

保護的措置の例に調整型というのがありましたが、学校現場において、社会で大きな事件に至った少年達を見ているときに、発達障がいからの二次障がいあるいは行為障がいによって起こるケースとかがありますが、医療機関との地域環境調整の具体的例があれば教えていただきたい。

(説明者)

島根県においては、発達障がいによって大きな事件が起きたとの例は把握していません。過去の勤務地においては、発達障がい背景にあり、医療関係者とか学校関係者でどういう連携が取れるのか、施設に入って訓練を受けざるを得ないのか、という議論を複数の付添人や調査官、学校関係者で度々しました。

(E委員)

発達障がいについて理解がされないまま、適切な処置がされないままこの子達が大人になった場合、人格障がいに至ってしまうと聞いたことがあります。成人になるまでに発見できないかという思いがあり、医療関係との調整が的確に行えるような方向性は重要だと感じました。

(委員長)

発達障がいを持つ少年が事件を起こし、裁判所に事件が係属することになれば、鑑別所等に入った場合には、そういう検査もした上で、どういう保護処分が必要なのかを判断するということになります。学校側に発達障がいという情報があれば、調査の段階で調査官に教えていただき、その情報も含めた上で、何が少年に適切なのかということを考えていくことになりますので、連携をしていければと思います。

(F委員)

中卒で働くには就労場所が少なく、付添人活動をしていても苦勞することが多いのが現状です。また、ハローワークの方と少年の労働関係について話し合うことが多いのですが、そこでも就労先が問題になっています。

本日列席の皆様には、中卒でも働ける就労先があれば紹介していただきたい。

(委員長)

ハローワークへの働きかけについては、裁判所としても考えているのですか。

(説明者)

ハローワークについて言えば、裁判所だけ特別扱いすることはできないので、サポートステーションとって、厚生労働省の支援事業の中で間接的に青少年の就労支援を行っている団体があります。サポートステーションには、職業体験の斡旋、職業の適性検査及び就業のカウンセリングをやってもらったりしております。前の庁の経験では、同所と連携して、本当に働きたいけれど就労場所がない子ども達に紹介して、いろいろアドバイスを受けてもらったことがあります。また、社会的資源の一つとして、調理師の斡旋協会においても家庭裁判所に協力していただけるということで、職場を紹介していただいた例もあったと聞いています。家庭裁判所が使える資源があれば教えていただければ有り難いというのが実情です。

(B委員)

現場さえあって仕事さえあればいくらかでも協力したい立場ですが、昨今の仕事の状況から考えれば、来てもらっても仕事がない状況があり、非常に残念なところではあります。ただ、個別に、一日二日体験させてもらえないかという程度であれば、お手伝いする余裕はあります。その子のやる気を見極めることができたなら、本人次第で腕は上がっていくだろうし、人の役に立つことができるようになると思います。そういうことを建築組合に話をされれば、体験程度であれば受けていただけるのではないかと思います。

(委員長)

社会奉仕活動等を体験させ、周りから評価されることを通じて、自分は

このままでいいのかを考えるきっかけになりうることに意味があると思います。そういう場が必要とされる数だけ確保されれば、少年のためにもなると思いますし、そういった場をなるべく開拓したいということで、今回、こういう活動を紹介するとともに活動の幅を広げることができないかということで、お話いただいているところです。

広報活動を行っているかとの質問もありましたが、こういう活動をすれば裾野を広げることができるといったアドバイスでもよろしいので、お願いできますでしょうか。

(E委員)

中卒とか高校中退といった子達の育成をつなぐ事業を昨年からやっています。不登校であって中学校は卒業したけど引きこもりになりそうだとか、高校を中退したけど、どこにも行けそうになくて引きこもりになりそうだとかといった子達に声を掛ける事業です。連絡調整員（教職員のOB）という者を置きまして、声を掛けるだけではなく、就職までの繋ぎをイメージしているのが、先ほどあったサポートステーションと県内に4箇所ある子ども支援センターです。また、警察と教育委員会が連携して行っている人材バンクという窓口を、子ども達の更生に向けた支援に活用していくのも、一つの手かなと感じました。

(C委員)

今日見せていただいたようなビデオは、学校で子ども達が見るような機会は、常日頃あるのでしょうか。

(E委員)

子ども達が見る機会はありません。生徒指導をする現場の教員が集まった時に同じようなビデオを見た記憶はあります。

(C委員)

今日伺っている内容は、事案が発生した場合にはどう対処していくかが

主な内容だと思えますが、新たな事案を起こさないためにはどうするのかも大事だと思えます。それは法務省というよりは警察庁マターの取組事業かなと思うのですが、その辺の連携とか、新たなものを生まない取組というのが、現場で行われているのでしょうか。

(E 委員)

警察が防犯教室、あるいは薬物乱用防止教室というのを教育現場と連携してやっています。具体的には、夏休み前に体育館に全校生徒を集め、警察の補導員の方が万引き防止、犯罪防止に向けた話をしてしています。薬物乱用防止については、ライオンズクラブと協力し、子ども達の間で話をして啓発を図っています。

(F 委員)

弁護士会では法教育という形で活動を行っています。そもそもルールは何のためにあるのかという基本的なところを学んでいくことも、自尊心を高めることを含め必要なことでもあり、地道な活動にはなるのですが、そういうところでやっていくしかないのかなと思っています。学校教育ということで裁判傍聴もやっています。裁判でどういう手続をしたのかを小学生や中学生に説明し、罪を犯すことについてどうなのかという話をしたり、社会体験をしてもらうのもプラスになるのかなと思います。また、学校関係者にも出前授業の広報活動を行ったり、中学校の公民の先生と一緒にルール作りの話を進め、成長の発達段階である小学生くらいからやっていきたいと思っています。

(委員長)

学校教育について、弁護士会において力を入れてやっておられ、昨年の中弁連でも決議をされたとのこと。今、傍聴の話が出ましたが、島根においては、学校の先生が引率して傍聴をさせる機会が少ないのではないかと思います。何か学校サイドで考えておられることがございますか。

(E 委員)

法廷傍聴まで意識が及んでいないのは確かです。他県の実情をお聞きし、参考にしたいのですが。

(委員長)

ある裁判所では定期的に十数名ずつグループになって法廷傍聴に来られ、その際には総務課の職員が対応するだけではなく、時間があれば事件を担当した裁判官が、成人事件だけでなく少年事件についても話をすることがありました。そういうことがあれば、ルールについて考える一つのきっかけになると思います。そういうことがあれば教育的な活動の前提として意味があるのかと考えますし、これまで傍聴について検討してこられなかった学校においても検討していただければと思います。

今までお話をいただいたことを参考にさせていただき、裁判所としても積極的に動いて、新たな社会資源の開発に努めていきたいと思います。今日はありがとうございました。